

様式第10号（第6条関係）

岐阜市議(総)  
第 6 号  
5.5.10  
岐阜市議会

令和5年 5月 10日

(あて先) 岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議員氏名

鷺見守昭

令和5年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和5年4月1日から令和5年4月30日まで

1 収 入	政務活動費	150,000 円	
2 支 出			(単位：円)
	項 目	金 額	摘 要
	調査研究費		
	研 修 費		
	要請・陳情活動費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費	6,800	新聞代
	広報広聴費	6,050	自動車リース料
	事 務 費	10,504	電話代インターネット代
	合 計	23,354	
3 残 額		126,646円	

(注) 摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）

6  
5.5.10

令和5年 5月 10日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議員氏名

**鷲見守昭**

令和5年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、  
下記のとおり令和5年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告し  
ます。

記

1 実績報告の期間

令和5年4月1日 から 令和5年4月30日まで

2 政務活動の概要

資料購入費を新聞代として使用  
広報公聴費を自動車リース料として  
事務費を携帯電話通信料電話代インターネット代に使用しました。

番号	日付	摘要	支払先	金額	割合	政務活動費	政務活動費区分
1	4月6日	携帯電話通信料金	ソフトバンク	¥6,800	0.5	¥3,400	事務費
2	4月17日	電気代(事務所用)	中部電力	¥2,845	0.8	¥2,276	事務費
3	4月26日	新聞代	読売新聞	¥3,400	1	¥3,400	資料購入費
4	4月27日	インターネット接続料	ニフティ	¥1,540	0.5	¥770	事務費
5	4月27日	自動車リース料	日本リースカー	¥12,100	0.5	¥6,050	広報広聴費
6	5月1日	新聞代	中日新聞	¥3,400	1	¥3,400	資料購入費
7	5月1日	電話代 インターネット回線料(事務所用)	NTT	¥5,073	0.8	¥4,058	事務費

合計

¥23,354

資料購入費

鷲見守昭

政務活動費区分
資料購入費

番号	日付	摘要	支払先	金額	割合	金額×割合 政務活動費	政務活動費区分
3	4月26日	新聞代	読売新聞	¥3,400	1	¥3,400	資料購入費
6	5月1日	新聞代	中日新聞	¥3,400	1	¥3,400	資料購入費
合計						¥6,800	

支 払 伝 票

会派又は議員名	鷺見守昭	経 理 番 号	3										
作 成 年 月 日	令和 5 年 4 月 26 日												
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3<sup>千</sup></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			3 <sup>千</sup>	4	0	0	円
金 額		百万			3 <sup>千</sup>	4	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)                      按分率                      支払金額 (政務活動費充当額) 3,400                                      × 100%                      = 3,400												
使 途 内 容	新聞代												

<領収書貼付欄>

領収書

区域002 全戸0058 お問合せNo 04803

お名前 鷺見 守昭 様

05 年 04 月分

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞	1	3,400	
2			
3			
合 計		3,400 円 ◆	領収日 年 月 日

読売センター岐阜東部  
岐阜市笹土居町36

TEL 058-262-0034

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。  
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

# 支 払 伝 票

会派又は議員名	<b>鷺見守昭</b>	経 理 番 号	<b>6</b>											
作 成 年 月 日	令和 5 年 5 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	3	4	0	0	円
金 額		百万			千	3	4	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） <b>3,400</b> 按分率 <b>100%</b> 支払金額（政務活動費充当額） <b>3,400</b> $3,400 \times 100\% = 3,400$													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

## 領 収 証

5年 4月分  
01-036 (No. 2)  
照会No. ( 5090)

**鷺見 守昭** 【郵 振】 様

品 名	部 数	金 額
*中日新聞（朝刊）	1	3,400
		<b>合計金額</b>
		<b>3,400円</b>

(口座振替分)

(8%対象 3,400 10%対象 0) \*軽減税品目

領収 年 月 日

中日新聞・日本経済新聞

**(有)永田新聞店**

岐阜市新興町29-1

TEL 251-0779

中日春秋「コラム」書き写しノート  
毎日20分の新習慣110円（税込）  
小学生からお年寄りまで大好評！！

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。  
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

広報公聴費

鷺見守昭

政務活動費区分
広報広聴費

番号	日付	摘要	支払先	金額	割合	金額×割合政務活動費	政務活動費区分
5	4月27日	自動車リース料	日本リースカー	¥12,100	0.5	¥6,050	広報広聴費
合計						¥6,050	

## 支 払 伝 票

会派又は議員名	驚見守昭	経 理 番 号	5											
作成年月日	令和 5 年 4 月 27 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	0	5	0	円
金 額		百万			千	6	0	5	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)                  按分率                  支払金額 (政務活動費充当額) $12,100 \times 50\% = 6,050$													
使 途 内 容	自動車リース料													
<p>&lt;領収書貼付欄&gt;</p> <p style="margin-top: 100px;">複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。            なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。</p>														





普通預金 5

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	05-04-27 口座振替	*12,100	Jにホリィスカー	
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

●小切手等の証券類によるご入金の場合はその払戻しのできる予定の日を次のとおり振替欄に表示します。

表示	お支払予定日
証券(〇〇)	(〇〇)で表示されている日 お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なります。 詳細は窓口へお問い合わせください。

# 自動車リース契約書

鷺見 守昭 様

---

**NLC** 日本リースカー株式会社

# 自動車リース契約書 ( ファイナンス メンテナンス )

契約日 令和 3 年 7 月 27 日

借受人(乙) 住所 岐阜市 [REDACTED] 貸渡人(甲) 住所

氏名 鷺見 奇昭 [REDACTED]

岐阜市忠節町1丁目18番地  
日本リースサービス株式会社  
代表取締役 林 武司 [REDACTED]

連帯保証人 住所

氏名 [REDACTED]

貸渡人(以下、甲という。)、借受人(以下、乙という。 )及び連帯保証人は、次の自動車リース契約を締結し、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名捺印の上、甲、乙が各1通を保有します。

(1)リース自動車明細			
車名	登録番号	車体番号	塗装
ニッサン エクストレイル 20S HYBRID	岐阜 [REDACTED]	[REDACTED]	
年式	保管場所	使用の本拠の位置	
平成 28 年	岐阜市真砂町7丁目5番地	岐阜市真砂町7丁目5番地	
(2)リース期間		(3)リース料	(4)支払方法及び支払日
リース開始日	令和 3 年 8 月 26 日	月額リース料	初回 (納車時)
リース満了日	令和 6 年 8 月 25 日	リース料	<input type="checkbox"/> 現金・小切手 <input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 手形
リース期間	36 ヶ月	消費税	2回目以降 (納車日翌月以降) 支払日 27 日
		合計	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 手形
(5)供給者		(6)契約満了時精算方法	
		設定残存価格 ¥0 円 <input checked="" type="checkbox"/> オープンエンド <input type="checkbox"/> クローズエンド	
(7)契約月間走行距離		(8)超過走行距離単価	
_____ km		1kmあたり _____ 円	
(9)リース料に含まれる費用			
<input checked="" type="checkbox"/> 登録諸費用 <input checked="" type="checkbox"/> 環境性能割 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 [            ] <input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険 [            ] <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険 <input checked="" type="checkbox"/> メンテナンス・サービス料			
(10)自動車保険			
保険会社 自動車保険は乙が加入する			
車両保険	補償	免責	万
	1年目	万	2年目 万 3年目 万 4年目 万
	5年目	万	6年目 万 7年目 万 8年目 万
対人賠償	対物賠償		人身傷害 搭乗者傷害
その他条項・特約			
(11)メンテナンス・サービスの項目			
<input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検	ヶ月毎	<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検	<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検
<input checked="" type="checkbox"/> ラジアルタイヤ		<input checked="" type="checkbox"/> スタッドレスタイヤ	<input checked="" type="checkbox"/> ホイール
<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換		<input checked="" type="checkbox"/> 代車(車検時のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> バック修理
<input checked="" type="checkbox"/> ロードサービス		<input checked="" type="checkbox"/> その他	
(12)メンテナンス工場			
(13)特約事項			



# 自動車リース申込書

申込日 令和3年07月27日  
見積No. 1930

下記の如く貴社の自動車リース契約を申し込みます。

申込者

鷺見 守昭

**NLC 日本リースカー株式会社**

岐阜市忠節町1丁目18番地  
TEL (058) 265-3377  
FAX (058) 265-3237

担当者

車名(車種)		お支払(台当り)	
ニッサン エクストレイル 20S HYBRID		合計 ¥12,100 円	
台数 1 台	リース期間 36 ヶ月	(内 リース料 ¥11,000 円)	(内消費税 10% ¥1,100 円)
型式		特別仕様・付属品	
初度登録 28 新車	塗色		
定員 人(人)	積載量 kg(kg)		
リース方式 ファイナンス	登録地 岐阜県		
受渡期日 令和3年8月25日	受渡場所		
予定走行距離 km/月	残価の精算 しない (残存額 0 円)		
公租公課等		任意保険内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 登録手数料(リサイクル料含む)	○含まれる ×印含まれない	会社	
<input checked="" type="checkbox"/> 環境性能割		無事故割引	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税		等級	割引率 %
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税		限定	年齢
<input checked="" type="checkbox"/> 自賠責保険		対人	対物
<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険		搭乗者	免責 人傷
メンテナンス		車両	1年 2年 3年 4年 5年 6年
<input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検		車両区分	車両免責
<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検		特約事項 岐阜	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検			
<input checked="" type="checkbox"/> 一般整備			
<input checked="" type="checkbox"/> 夏タイヤ交換			
<input checked="" type="checkbox"/> 冬タイヤ&ホイール			
<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換			
<input checked="" type="checkbox"/> パンク修理			
<input checked="" type="checkbox"/> 代車契約			
<input checked="" type="checkbox"/> ロードサービス			
お支払方法			
・初回分 残り 36回 口座振替			
・支払日 令和 03 年 08 月から 毎月 27 日 令和 06 年 07 月まで			

（スズキ均）

この契約に定めるところにより、乙が指定した表記（1）記載の自動車（以下リース自動車という。）を乙にリース（貸渡）し、乙はこれを借り受けます。甲及び乙は、この契約の履行にあたっては、道路交差法、山形道交法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。

2条（自動車の引渡し）

甲は、自ら又は甲の指定する業者を介して乙に自動車を引渡します。乙は、リース自動車の引渡しを受けた後、直ちにこれを点検し、自動車に瑕疵がないことを認めた上自動車の引渡しを受けるものとします。

3条（自動車の使用・保管）

乙は、前条による自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令の定め、官公庁の規制並びに自動車検査会等の定める取扱説明書及びメンテナンスノート（整備手帳）の指示を遵守するものとします。

4条（リース期間）

リース期間は、表記（2）記載の期間とします。

5条（リース料及び支払方法）

リース料は表記（3）記載の通りとし、リース料に含まれる費用等は表記（9）記載の通りとします。乙は、前項のリース料に基づき消費税及び地方消費税相当額（以下消費税等という。）をリース料に付加して甲に支払うものとする。

6条（自動車の登録等）

乙は、甲が運輸支庁、自動車検査場若しくは国土交通省から自動車の検査登録価格の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することについて異議のないことをあらかじめ認めます。

7条（禁止行為）

乙は、この契約に基づき甲に対して負担する債務と、甲又はその水租人に対して有する債権とを相殺できないものとします。乙は、自動車に第三者に譲渡、転売、担保に供せられたり、その他、甲の所有権を侵害するような行為をしないものとします。

8条（自動車の点検等）

甲又は甲の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り又は説明、資料の提供等の申し入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。

9条（通知・報告事項）

乙は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを甲に通知するものとします。①リース自動車に事故があったとき。②リース自動車に関して交通事故が発生したとき。③リース自動車に滅失、毀損、盗取等の事由が発生したとき。④リース自動車の使用、保管に起因して人的損害又は物的損害が発生したとき。⑤リース自動車を盗取又は隠匿されたとき。

10条（自動車保険）

この契約に関する自動車保険の取扱いについては次の各号の通りとします。①甲又は乙は、負担すべき損害を補償する為、リース期間満了する保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。②前号で締結する自動車保険のうち、車両保険については、甲を被保険者とするものとします。

11条（自動車の取扱い）

自動車の規格、仕様、品質、性能等に届いた型番が変更した場合、並びに自動車の選択、決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責を負わないものとします。自動車の取扱いが変更されたときは、乙は供給者に対して修理、整備等の履行を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従うものとします。

12条（メンテナンスサービス）

リース料にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、乙は、リース期間中、甲の定める表記（12）記載のメンテナンス工場（以下、メンテナンス工場という。）で、表記（11）記載のメンテナンス・サービスを受けるものとします。乙は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡しメンテナンス・サービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定するものとします。

13条（契約の履行期間）

自動車の月間走行距離は、表記（7）記載の契約月間走行距離を基準とします。契約月間走行距離を著しく超過する場合はリース料、を変更させていただく場合があります。

14条（代車）

甲は、表記（11）記載のメンテナンス・サービスに代車を含む場合において、乙がメンテナンス・サービスを受ける期間中に代車が必要であると申し出たときは、甲の指定する代車を乙に提供します。但し、次の各号の場合を除きます。①走行上の支障のない原因の整備、修理を行う場合。②代車提供の申し出があったときから2時間以内に完了することが見込まれる整備、修理の場合。

15条（代車）

甲は、表記（11）記載のメンテナンス・サービスに代車を含む場合において、乙がメンテナンス・サービスを受ける期間中に代車が必要であると申し出たときは、甲の指定する代車を乙に提供します。但し、次の各号の場合を除きます。①走行上の支障のない原因の整備、修理を行う場合。②代車提供の申し出があったときから2時間以内に完了することが見込まれる整備、修理の場合。

5. 乙は、代車が警察より移動された場合には甲の指示により、甲又は甲の委託により代車を提供した者が代車を警察から引き取る場合があることに同意し承諾します。
6. 乙が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、甲又は甲の委託により代車を提供した者が道路交通法第1条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は代車の引取りに費した負担した場合には、乙は甲に対して放置違反金相当額及び甲が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、乙は、甲に対して、直ちにこれらの金額を全部支払うものとします。
- 第15条 (事故処理)
1. 事故発生の際には、道路交通法第7条に基づき、乙は自らもしくは自動車の運送者をして、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じると共に最寄りの警察署に届け出るものとします。
2. 乙は、直ちに事故の発生及びその内容を甲に書面にて報告すると共に、事故処理に当たるものとします。尚、第10条第1項第4号に該当する場合は、乙は当該保険会社に対しても事故の発生、及びその内容を報告するものとします。
- 第16条 (損害賠償)
1. 次の各号に定める損害が生じたときは、乙はこれを引き受けて賠償するものとし、甲がこれを賠償したときは、乙は甲の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む。)を甲に払うものとします。
- ① 乙による自動車の使用・保管に起因して人的又は物的損害(自動車にあっては自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む。)が発生した場合。
- ② 乙がこの契約に違反したため、甲に損害(甲が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む。)が発生した場合。
- 第17条 (自動車の使用・取扱い)
1. 第2条第1項に定める自動車の引渡後から、その返還までに盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも属さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損その他一切の危険は、悉く乙が負担するものとし、
2. 盗難、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、乙は盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものとします。
3. 自動車が盗難に遭い、もしくは紛失(所有権の移転を含む。)し、又は毀損、損傷して修理が不能になったときは、甲は、乙に通知して、この契約を終了させることができます。この場合は、乙は、甲に対して残リース料全額とリース期間満了時の設定残債額、及び自動車リース料金に基づきリース料金の合計からリース料金に含まれる費用のうち未発生分の費用合計を差し引いた額を中途解約金として直ちに甲に支払うものとする。
4. 第1項に定める事由により発生した費用は、乙が負担するものとします。甲が当該費用の支払いを行った場合は、乙は甲の請求があり次第、直ちに甲に支払うものとします。
5. 甲が保険会社から支払いを受ける自動車に生じた損害にかかわる保険金は、自動車の所有者である甲に帰属します。第3項の場合で、甲が、保険会社から自動車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、第3項の項で、乙が、保険会社から自動車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は受領した金額を直ちに甲に返還し、甲は甲の受取金額を限度として、乙が支払うべき第3項もしくは第4項の金に充当します。
6. 第5項の保険金の支払いを受けた際に、自動車の取付物の所有権が甲に帰属する場合は、甲は、当該取付物の価格相当額を乙が支払うべき第3項もしくは第4項の金額に充当します。
- 第18条 (権利の移転等)
1. 甲は、この契約に基づき権利を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。
2. 甲は、自動車の所有権をこの契約に基づき甲の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することができるものとし、乙は、これについてあらかじめ承諾します。
3. 甲は、この契約による権利を守り、回復するため又は第三者により異議申出の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、自動車の移送費用、保管費用、弁護士費用等を乙に請求できるものとし、乙は甲の請求があり次第直ちにこれを支払います。
- 第19条 (費用の変動及び追加)
1. 乙は、次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加又は追加が生じた場合は、その増加または追加した費用相当額を甲に支払うものとします。その支払方法については、甲の定めによるものとします。
- ① 公道公混及び自動車損害賠償責任保険料の変更、
- ② 法令の制定、改廃、又は官公庁の指示、命令等、
- ③ 乙の申し出によるリース自動車の仕様変更、整備、部品の取付、交換等、
- ④ 乙の申し出による、この契約に含まれる自動車保険契約、メンテナンス・サービス等の内容の変更、
- 第20条 (期限の利益の喪失)
1. 乙について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は、甲からの何ら通知、催告なしに、この契約に基づく期限の利益を失うものとし、直ちに甲に対し、残リース料全額を支払い、自動車を返還します。
- ① リース料の支払いを1回でも怠ったとき、
- ② 支払いを停止したとき、又は手形、小切手を不渡りにしたとき、
- ③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売申立てを受けたとき、
- ④ 特別清算、破産、民事再生、会社更生手続等の申立てを受け、又はこれらの申立てをし、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき、
- ⑤ 公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受けるべき事由が生じたとき、
- ⑥ 営業の廃止、解散の決議をし、又は官庁から営業停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき、
- ⑦ 破産開始もしくは破産開始の宣告を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは滞り上の滞りを受けたとき、
- ⑧ 死亡したとき、
- ⑨ 賠償が相当悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき、
- ⑩ 自動車について必要な保存行為をしないうとき、
- ⑪ この契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき、
- ⑫ この契約の条項又は甲との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき、
- ⑬ 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加確保しなかつたとき、
- 第21条 (契約の解除)
1. 甲は、乙が第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに通知のみで、この契約を解除することができます。
2. 甲は、乙の連帯保証人が第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、催告をして、この契約を解除することができます。
3. 第1項もしくは第2項により、この契約がリース期間開始前に解除されたときは、乙は、リース料に含まれる費用、自動車の処分費等、甲が被った損害を賠償するものとします。
4. 第1項もしくは第2項により、この契約がリース期間開始後に解除されたときは、乙は、甲に対して残リース料全額並びにリース期間満了時の設定残債額を加えた額を、履料相当額として直ちに現金で一括して支払います。又、自動車が多額減価償却(解体)となる場合は、自動車リース料金に基づき自動車リース料相当額を併せて支払うものとします。
- 第22条 (自動車の返還)
1. この契約が、リース期間満了、第20条による期限の利益の喪失もしくは第21条による解除により終了したとき、又は乙が自動車の使用権限を失ったときは、乙は、自動車の通常整備と第7条第3項によって、甲に承諾したものを除き、自動車の現状に修復し、甲の指定する場所で返還するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、表記(6)に「クローズエンド」と記載された場合において、この契約がリース期間満了により終了した場合に限り、乙は、自動車を現状(但し第7条第5項により、乙の所有権を認められた)及び第三者が所有権を有するものについては現状に修復し、甲の指定した場所で返還することとします。
3. 自動車の返還が遅れた場合に、乙は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の担保金を甲に支払うほか、この契約条項に準ずるものとします。
4. 乙が自動車の返還を遅延した場合においては、甲又は甲の指定する者による自動車の所在場所から自動車を引揚げることについて、乙は催告を受けることとせず、乙は催告を受けることなく引揚げることとします。
5. 乙は自動車を返還する場合、当該自動車に付随する自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書等を同時に返還するものとします。
- 第23条 (解除または満了時の清算)
1. 第21条の規定によりこの契約が解除され、乙が甲に対して自動車を返還した場合に、甲は、自動車を処分することとします。この場合には、甲が自動車を処分した時点において、処分額から甲が処分のためにした費用を控除した額と第21条第4項に基づいて乙が甲に現金で支払った金額の合計が甲の請求額となる場合において乙が負担する金額を超過したときは、甲は、乙に対し、両項において乙が負担する金額を上限として、その超過額を返還するものとします。
2. 乙が第22条第1項に規定した自動車を現状に修繕することを怠った場合は、乙は甲に対し甲よりなされた修繕費用、又は甲による自動車の修繕見積額を直ちに支払います。
3. 表記(6)に「オープンエンド」と記載された場合において、この契約がリース期間の満了により終了し、かつ、乙が甲に対して自動車を返還した場合には、甲は速やかに自動車を相当価値で処分することとし、この処分額から甲が処分のために要した費用を控除した残額が表記(6)に記載の設定残債額を下回った場合には、その差額(但し消費税等を含む)を乙が甲に、上回った場合には、その差額(但し消費税等を含む)を甲が乙に、それぞれ返納なく支払います。
- 第24条 (自動車の預り)
1. 乙が第20条各号の一つにでも該当した場合、又は連帯保証人が第20条各号の一つにでも該当し甲の請求があった場合には、乙は直ちに自動車を一時甲又は甲の指定する者に引き渡すものとします。
- 第25条 (再リース)
1. 乙は、リース期間満了日前までに、甲に入入れ、甲の承諾によりこの契約を更新することができるものとします。
2. 契約更新後のリース料、リース期間、支払方法その他の条件については、甲・乙協議のうえ、これを書面に定めるものとします。
- 第26条 (遅延利息)
1. 乙は、この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は甲が乙の為に立替払いした費用の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、又は立替払い日の翌日からその完済に至るまで、年14.8%の遅延利息(1年を365日とする日割計算)による遅延利息を甲に支払うものとします。
- 第27条 (連帯保証人)
1. 連帯保証人は、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と連帯して債務履行の責を負うものとします。
2. 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、代位によって甲から権利を取得した場合でも甲の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権行使用途にのみならず、代位権行使用途以外のものとして、甲の債権を行使し、甲がその部分によって甲の保証、又は担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。
- 第28条 (特約事項)
1. 乙及び連帯保証人は、この契約の締結日において、乙及び連帯保証人(これらの役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と罰的的手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力という。)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属しないことを誓約します。
2. 乙及び連帯保証人は、甲に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを誓約します。
- ① 詐欺、暴力的行為又は脅迫的誘引の使用等、
- ② 事柄に反し、自ら反社会的勢力であることを偽り、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力であることを偽る等、
- ③ 甲の名称や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為等、
- ④ 甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為等、
- 第29条 (特約事項)
1. 表記(13)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面で甲・乙が合意しなければ効力はないものとします。
- 第30条 (合意管轄裁判所)
1. 甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。
- 第31条 (通知の効力)
1. 甲において、乙又は連帯保証人に対する通知が必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り、この契約書の住所欄、氏名欄に記載に従って通知します。
2. 乙又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、甲からなされたこの契約に関する通知が延着又は到達しなかつた場合は、その通知が通常到着すべき時に、到着したものとします。
3. 乙又は連帯保証人が不在のため、甲からなされたこの契約に関する通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、乙又は連帯保証人にその通知が到着したものとみなします。
- 第32条 (公正証書)
1. 乙及び連帯保証人は、甲から請求があったときは、この契約に基づいて強制執行請求権を付した公正証書を作成するものとし、その費用は、乙の負担とします。
- 第33条 (準拠法)
1. この契約の準拠法は、日本法とします。

事務費

鷲見守昭

政務活動費区分
事務費

番号	日付	摘要	支払先	金額	割合	金額×割合政務活動費	政務活動費区分
1	4月6日	携帯電話通信料金	ソフトバンク	¥6,800	0.5	¥3,400	事務費
2	4月17日	電気代(事務所用)	中部電力	¥2,845	0.8	¥2,276	事務費
4	4月27日	インターネット接続料	ニフディー	¥1,540	0.5	¥770	事務費
7	5月1日	電話代 インターネット回線料(事務所用)	NTT	¥5,073	0.8	¥4,058	事務費
合計						¥10,504	

支 払 伝 票

会派又は議員名	<b>鷲見守昭</b>	経 理 番 号	<b>1</b>											
作 成 年 月 日	令和 5 年 4 月 6 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	3	4	0	0	円
金 額		百万			千	3	4	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)                      按分率                      支払金額 (政務活動費充当額) 6,800    × 50%                      =                      3,400													
使 途 内 容	携帯電話通信料金 9483-913-1770													
〈領収書貼付欄〉														

表面からの続きです	内 訳	内 訳 金 額 (円)	税区分
複数 なお、			

  

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)	前月の請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)
2023年 4月分 ご請求先番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED] ご請求額 (Total Amount Due) 9,483円 振替日 (Date for Transfer) 2023年 5月 8日 (月) 金融機関名 (Financial Institution) 銀行 支店名 (Branch) [REDACTED] 口座種目・番号 (Account Number) *****	2023年 3月分 ご利用月 (Month of issue) 2023年 3月分 ご請求額 (Total amount due) 9,483円 (内消費税等) 701円 引当し予定日 (Date for transfer) 2023年 4月 6日 振替結果は通帳の記録等でご確認下さいませようお願いします。 Please check the result of bank transfer on your bankbook



↑ 通常貯金 (兼お預入明細) ↑



年月日 出納 品名・金額 引き当り 残高

41					
42					
43	5-04-06	(777A 778B)	電話	9,483	
44					
45					
46					
47					
48					
49					
40					
41					

年月日 出納 品名・金額 引き当り 残高

42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
40					
41					
42					
43					
44					

↑ 支店 (株名) 一対簿記 一対簿記 支店 (株名) 一対簿記 一対簿記  
支店 (株名) 一対簿記 一対簿記 支店 (株名) 一対簿記 一対簿記

Summary of your charges  
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: [Redacted]  
Billing number

発行日 2023年 3月 21日

請求月 2023年 3月分  
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
090-6599-9745	[Redacted] 小計	[Redacted]	10%
	* * ご契約期間 [Redacted] * *		
	基本料 [Redacted] [ 2月11日~ 3月10日]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
	[Redacted]	[Redacted]	10%
[Redacted]	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	830	10%
[Redacted]	端末代 分割支払金/賦払金	1,770	対象外
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	10%
	小計		
	合計		
	内課税対象額 10%		
	内課税対象額 計		
	消費税等 10%		
	消費税等 計		
	ご請求金額	9,483	
	(税込金額 計 10%)	[Redacted]	
	(課税対象外 計)	[Redacted]	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会の印をご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> ( 1/ 1頁)  
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。  
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。  
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

# 支 払 伝 票

会派又は議員名	驚見守昭	経 理 番 号	2											
作成年月日	令和 5 年 4 月 17日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">7</td> <td style="width: 10%;">6</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百 万			千	2	2	7	6	円
金 額		百 万			千	2	2	7	6	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額）      按分率      支払金額（政務活動費充当額） 2845      ×      80%      =      2276													
使 途 内 容	電気代(事務所用)													
〈領収書貼付欄〉														

## 口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
 令和 5年 4月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

令和 5年 4月18日発行

### 振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和 5年 4月17日	2,845円	258円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

### 領収金額の内訳

お客さま番号	契約種別	領収金額	精算額等		初回引落割引額	記事
			再エネ発電促進課金	燃料費調整額		
10:5707:01:18:0:102	容量 15 A	2,845	372	-	-55.00	
見守昭		258		-	-177.12	

ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。  
 おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。  
 月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東  
 税務署承認済  
 所在地 名古屋市東区東新町

## 中部電力ミライズ株式会社



5-04-27

(オゾン、ニフティ)

自払

1,540

### 請求明細

鷺見 守昭 (ID: [REDACTED]) さんログイン中

お客様情報一覧 > 請求明細

印刷する

2023年3月請求明細

2023年3月請求金額

1,540円

※ ご利用料金は、消費税課税前の各サービス料金を合計したものに消費税を加算し、小数点以下の金額を切り捨てた料金となります。  
※ ご利用料金は、ご利用の翌月5日～7日頃に確定します。

お客様情報一覧トップ

ご請求金額の確認

適用予定キャンペーン

#### ご利用料金明細

口座振替決済管理費	1	200円
@nifty光ライフ with フレッツ (ホーム) 標準プラン	1	1,200円
ご利用料金 小計 ( )		1,400円

[キャンペーンなど割引の明細](#)

[パスワードの変更](#)

[登録氏名の変更](#)

[住所・電話番号の変更](#)

[生年月日・性別の変更](#)

[勤務先情報の変更](#)

[メールサービスの設定](#)

[REDACTED] @nifty使用権 (使用権・割引の明細)		0円
[REDACTED] @nifty使用権前月繰越分		0円
[REDACTED] @nifty使用権 合計 ( )		0円

@nifty使用権差し引き金額 ( + ) 1,400円  
消費税 140円

[消費税の計算方法について](#)

2023年3月請求金額

1,540円

[REDACTED] @nifty使用権翌月繰越分 0円

ニフティポイントの@nifty使用権交換状況については[ポイント交換履歴](#)をご確認ください

[ポイント交換履歴](#)

※ [REDACTED] : 1か月遅れて請求が発生するサービス

※ [REDACTED] : 使用権の差し引き対象外のサービス

※ ご利用料金が0円の子IDは表示されません。

※ 消費税はID毎に計算しているため「税込ご利用料金」に誤差が生じる場合があります。

※ 毎月のお支払い状況については「[支払い明細](#)」をご確認ください。

[支払い明細](#)

※ d払いでお支払いいただいているサービスの明細については、株式会社NTTドコモへご確認をお願いいたします。

※ 2023年2月以降検分において、政府の補助により7円/kWh(電気)・30円/m(ガス)の値引きを実施しております。



# 支 払 伝 票

会派又は議員名	鷲見守昭	経 理 番 号	7										
作 成 年 月 日	令和 5 年 5 月 1 日												
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input checked="" type="checkbox"/>												
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百 万		千	4	0	5	8	円
金 額		百 万		千	4	0	5	8	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額）                      按分率                      支払金額（政務活動費充当額） 5,073                                      × 80%                      =   4,058												
使 途 内 容	電話代 インターネット回線料(事務所用)												
<領収書貼付欄>                          <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。  なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。</p>													



# 普通預金 (兼お借入明細)

9

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

05-05-01 電話 \*5,073 テラウリヨウ

◎小切手等の証券類によるご入金の場合はその払戻しのできる予定の日を次のとおり摘要欄に表示します。

表示	お支払予定日
証券( )	( )で表示されている日 お支払可能日等は小切手等の存続によって異なります。 詳細は窓口へお問い合わせください。

↑  
お借入残高のときは差引残高頭部にマイナス(-)の表示をいたします。



別紙 (領収書添付用紙)



内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]	税区分 TAX
5,073			3月 1日~ 3月31日	合算
			3月 1日~ 3月31日 電話番号 は058-251-6858	合算
			3月 1日~ 3月31日	合算
		消費税等相当額 (合計)	各月表示の料金合計×10%	合算
◇合計	5,073	合計		

